

<参考資料>指定の解除の対象となる中部経済産業局所管の指定旧供給地点一覧

通し 番号	事業者名	指定旧供給地点名 (団地名)	都道府県	市町村	①解除基準 (旧簡易ガスみなし ガス小売事業者の シェア $\leq$ 50%)に該 当するか		②解除基準 (旧簡易ガス供給採用件数/0.5 $\times$ 1/2 $\leq$ 他燃料採用件数/旧簡易ガスみなしガス小売事業者の シェア)に該当するか					備考	
							旧簡易ガス供給採用件数	他燃料採用件数	判定結果				
1	イワタニ東海株式会社	ハイタウン土岐団地	岐阜県	土岐市	×	76.5%	○	2.0	1.8	2.0000	$\leq$	2.3538	適正な競争関係が確保されていると評価できる。
2	新日本ガス株式会社	第二学ヶ丘ニュータウン	岐阜県	岐阜市	○	49.8%	×	0.0	0.0	0.0000	$\leq$	0.0000	適正な競争関係が確保されていると評価できる。
3	東邦液化ガス株式会社	かおるヶ丘団地	愛知県	弥富市	×	51.6%	○	1.8	5.2	1.8000	$\leq$	10.0787	適正な競争関係が確保されていると評価できる。